

知事許可 漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬力 数	船舶の 総トン数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数又は 漁業者の数	漁業を営む者 の資格	長崎県漁業 調整規則第 14条第1 項第1号に 規定する知事 が別に定める 継続の許可 対象の有無	長崎県漁業 調整規則第 14条第1 項第4号に 規定する知事 が別に定める 承継の許可 対象の有無	漁業法第58条で読替 えて準用する同法第42 条第1項に規定する許 可又は起業の認可を申 請すべき期間	長崎県漁業調整規則 第8条第2項に規定 する許可又は起業の認 可をするかどうかの判断 に関し必要と認める書 類	漁業法第58条で読替え て準用する同法第44条 第1項に規定する許可等 の条件
潜水器 漁業	あわび、さざ え、なまこ、 とさかのり潜 水器漁業 (若松第 一地区)	共同漁業権五共第17号の区域のうち、次の1、イ、ロ、ハ、(ウ)、 (又)、(ル)、(リ)、(13)の各点を順次結んだ各直線と最高高 潮時における海岸線によって囲まれた区域。 基点 1. 新上五島町若松郷と同町間伏郷との最高高潮時海岸線 における境界 2. 五島市奈留町泊ケブタ瀬頂上 3. 新上五島町間伏郷赤瀬頂上 (12). 同町有福郷馬込北崎突端 (13). 同町榑ノ浦郷大崎鼻突端 (14). 同町漁生浦郷権現崎突端 (15). 同町有福郷馬込南崎南東端 (16). 同町漁生浦郷エアジロ(ヒギレ付根)西端 (17). 五島市奈留町泊倉助鼻突端 点 イ. 1から200度2,000mのところ ロ. 2から90度500mのところ ハ. 3から270度1,000mのところ (リ). (14)から0度275mのところ (又). (15)と(16)を結んだ直線の中央点 (ル). (12)から73度30分150mのところ (ウ). (又)と(17)を結んだ直線と五共第17号及び五 共第18号の境界線との交点	あわび、さざえ 6月1日から 10月31日ま で、12月21日 から5月31日ま で  なまこ 12月21日から 3月31日まで  とさかのり 6月1日から 7月31日まで4 月1日から5 月31日まで	定め なし	定め なし	1	長崎県南 松浦郡新 上五島町 に住所を 有する漁 業者	対象としな い	対象としな い	令和6年4月30日 から 令和6年5月13日 まで	①申請理由書 ②申請者の住民 票の抄本 (法人にあって は、定款及び登 記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明 書 ⑤漁業許可等の 適格性に関する 申立書 ⑥漁業権者等の 同意書 ⑦潜水士免許証 の写し	1. 7時30分以降 に操業開始し、午 後5時までには操業を 終えなければならな い。 2. マスク式、ヘル メット式、ナルギール 式以外の潜水器 具を使用してはなら ない。